

附 帯 決 議

政府は、日本原子力研究所の運営に当つては、原子力基本法の精神に基づき、民主的運営がなされるよう指導監督し、特に研究者の自治性と研究の自由がそなわれないよう留意するとともに、その研究が充
分原子力委員会に反映するよう万全を期すること。